第5回 水資源政策の政策評価に関する検討委員会 議事要旨

日時:平成17年8月12日14:00~16:00 場所:国土交通省 3号館 11階 特別会議室

1. 水需給の安定性及び健全な水循環系構築について

水谷委員、大久保委員、岡田委員、鈴木委員より、各資料に基づいたプレゼンテーションののち、以下のような議論がなされた。

○ドイツでは利水、治水等の水に関する基本的な枠組みはEU水枠組指令に基づく連邦水管理法に統一的に規定されている。我が国においては、水量や水質、生態系保全などにそれぞれの法律があるが、それらの総合調整を実効的なものにするために、例えば水基本法といった法律により、調整のプロセスを制度化することも、一つの示唆として得られる。

国と国との調整は、EU水枠組指令により、流域ごとに組織がつくられ、流域計画において具体的なプロセスが定められることになっている。

ドイツにおいても、我が国の慣行水利権にあたるものがあり、その転換が問題となっている。

○豊田市は矢作川の上流に位置し、以前から積極的に、水質、水源の問題に取り組んでいる。県境を跨いだ調整については、動きは出てきてはいるが、難しい面もある。森林の涵養能力については色々な意見もあるが、少なくとも、手入れが不十分な人工林などでは、豪雨の際に沢抜けして流木が発生し、これを取り除くために費用がかかる訳だから、森林を保全していくことは重要と考える。

○木材価格の低迷により、市場原理だけで荒廃した山を回復することは難しい。森林 組合の合併などの取組も行われているが、もっと木材をうまく活用し、アピールする ことが重要であり、そのための研究開発、市場開拓が必要。治山は主として都道府県 が取り組んでいるが、市として主体的に取り組むことも今後の課題。

〇農業用水は灌漑用水だけでなく、生活、環境などの地域用水としての機能も有している。なお、地域用水には、防火用水や景観用水等、灌漑用水が流れること自体で役にたっているものと、お堀や池の水等、独立して水量を確保しなければならないものがあり、農業用水に占める割合は不明。実態を踏まえつつ、計画論としてこれらをどのように位置づけるかは今後の検討課題。

○農業用水の潜在的な余剰水の上水道への転用は、既に進んでいるし、渇水時の融通も行われている。水利権処分を伴う転用には、農業用水路の構造上ハードの整備が必要。渇水時の農業用水の融通については、関係者間であらかじめ話し合いセイフティネットをつくっておけばよいと思われる。工業用水についても、企業努力や投資の結果、循環型の水利用が行われており、その結果、余剰水が出て上水道に転用することもあろうが、農業用水のようなハードの問題は発生しないのではないか。

○水質環境基準として現行のBODやCODが果たして良いのかという議論はある。 生態系を含めた水質環境基準を考えると、どこまでを生態系として捉えるかという問題はあるが、今の項目に限定すると無理が生じると思われる。矢作川の取組のように、透視度を用いている事例はいくつもあるが、いずれにせよ、科学的なことよりも、市民がいかに川や水資源に身近な認識をもってもらうかが大切である。これまでの環境基準は、数値化して客観性をもたせているが、人の関心や感覚から遠くなっており、「健全な水循環系構築」を深化させていくためには、人と水との関わりを近づける工夫が必要。

2. その他

第6回は11月に開催する予定。

(以上)